

政令第三百四十五号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年五月一日とする。

## 理由

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。